省　令

○農林水産省令第四十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十六条第二項、第百七十七条第一項及び第百八十六条第一号の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十日

農林水産大臣　野上浩太郎

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業） **第百七十七条**　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。 一　（略） 二　死亡廃用共済のうち第百一条第一項第一号、第二号、第三号（同号に掲げる包括共済家畜区分の家畜について、第百八十三条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者が飼養するものに限る。）、第四号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目的とするもの 三～五　（略） （保険関係の成立についての申込み） **第百七十九条**　（略） ２　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みにより成立した保険関係に係る保険期間の満了日の翌日以降に保険期間が開始する保険関係の全てについて、それぞれの保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、同項の規定による申込みをしない旨の申出がないときに当該申込みがあったものとする特約をすることができる。	（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業） **第百七十七条**　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。 一　（略） 二　死亡廃用共済のうち第百一条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目的とするもの 三～五　（略） （保険関係の成立についての申込み） **第百七十九条**　（略） （新設）

３　前項の特約をした保険資格者にあっては、第一項の規定にかかわらず、それぞれの保険期間に係る同項第二号に掲げる書類を、当該保険期間において確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。ただし、当該確定申告をするまでに保険事故が発生した場合にあっては、法第百八十七条において準用する法第百三十条（第一号を除く。）の規定による通知と同時に当該書類を提出しなければならない。

４　第一項及び前項の規定により提出すべきものは、電磁的記録をもって提供することができる。

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２　全国連合会は、前項の準則に従い、第百七十九条第一項第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

３・４　（略）

（重要な事実又は事項）

第百八十八条　法第百八十六条第一号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　第百七十九条第一項及び第三項の規定により提出した書類（その提出に代えて電磁的記録を提供する場合における当該電磁的記録を含む。）の記載事項又は記録事項のうち、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（新設）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２　全国連合会は、前項の準則に従い、第百七十九条第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

３・４　（略）

（重要な事実又は事項）

第百八十八条　法第百八十六条第一号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　第百七十九条の規定により提出した書類の記載事項のうち、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

２　この省令による改正後の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。